



町長回誌 No.143

町長日誌の第143号です。町長が日頃町民の皆さんと話し合ったことや色々な出来事を町長自ら書いたものです。町民皆さんのご意見・ご要望・ご感想をお待ちしています。

9月18日(金)AM7:50 16日から国会では安保法案の特別委員会の最終審議・採決をめくり国会議員の先生方は徹夜の攻防を繰り広げ、17日夕方にはテレビで見てもよく分からない採決が行われ、お決まりの乱闘もどきが繰り広げられましたが、遠く南米のチリでは大きな地震が発生し、今朝5時過ぎにごく小規模な津波の第1波が北海道太平洋側の海岸には押し寄せたようです。1週間前の茨城県などで発生した大雨洪水のこともあり、マスコミも異様な程テレビで危険を呼びかけています。この1週間には阿蘇山が噴火、大雨による堤防決壊、津波、そして様々な世代が全国各地で、安全保障関連法案に対する賛成や反対のデモを繰り広げています。デモを最初に仕掛けたのは、やれ革マル系だとか宗教団体だとか色々と言われているようですが、様々な世代が遠路、雨の中でも、自費で国会前に集まるこのエネルギーを為政者や国会議員の先生方が見誤っている気がしてなりません。歴史を振り返れば、時代の変り目には必ず天変地異が起き、人々が言い知れぬ「不安心」を抱き始めた時に、何かを切っ掛けとしてある日突然大きなうねりとなって噴き出すことが多いのです。

8月10日(月)

十勝管内陸別町の町長・JA組合長・農業委員会会長をはじめ大勢の皆さんが、本町が取り組んでいるバイオガス事業の取り組みを視察に来られました。陸別町は、これまで私も大変にお世話になりました金澤町長が勇退され、新たに野尻町長が就任され、バイオガス事業の推進を公約とされたため、農家の皆さんも是非取り組みたいと言うことでした。私から、町のこれまでの取り組みと事業化に向けての課題などについてお話をさせて頂きました。一つ目の課題は、現在20年間限定で1kw39円+消費税で売電できるFIT制度があるのですが、この制度を使うと施設整備に対する国の補助が少なくなってしまいます。二つ目の課題は、北電の買取りと送電線の整備です。本町も当初この事でかなり北電と協議を重ねましたが、幸いにクリアできました。しかし、陸別では送電線が細く、個々の農家が事業を行うためには送電線を自費で整備しなければならないようです。

そのほかにもいろいろありますが、本町もこれらの課題を一つ一つクリアしながら事業化するのに何年もかかりました。しかし、出来ないことは無いので、よく協議を重ね陸別町に適したバイオガス事業を目指して頂くようお話をさせて頂きました。

9月5・6日(土・日)

5日土曜日には網走市に太田国土交通大臣が初めて管内に入られ、管内期成会役員や首長との要望会が有り出席しました。これは、去る7月30日に故桜田北見市長を先頭に管内期成会役員で国土交通省に太田大臣を訪ね要望活動をした際に桜田市長が「是非管内来てください!」とお願いした事に応えて来てくださったのです。太田大臣は公明党ですが、同党の佐藤農林水産政務官も一緒に来られましたので、道路整備の視察だけでなくサロマ湖の状況など農業・水産業についても現場を視察させて頂きました。

6日日曜日には同じく網走市に、元農水大臣の西川公也衆議院議員など武部新議員も所属しています「農民の健康を創る会」との意見交換会が行われました。これはJA厚生連が主催で遠軽佐々木町長と私も呼ばれましたので、休止する産婦人科の問題や医師不足の課題などについて発言をさせて頂きました。厚生労働省の役人も来ていましたので、私は「来春まで遠紋地域1市7町村で医療計画をつくれと北海道から指示があり今取り組んでいるが、産婦人科を例に挙げれば、我々がこの計画の中で5年以内に産婦人科医師を遠軽が産科の拠点として3名配置するという計画を策定したら、北海道や国は補償してくれるのか?」と尋ねたところ、「国は北海道に指導します」と言う責任の無い発言しかなく、西川議員から「そんな応え方ではだめだ!ちゃんと帰って上司と相談してやりますと言え!」と厳しく役人をたしなめる一幕もありました。しかし、簡単には解決しないのが医療の世界で、残念ながら医者には知事でも命令できないのが現実なのです。今必要なのは、安保法案ではありませんが世論やマスコミが行政と一緒に医療の有り方を医師達に問うことだと思います。

町内各地の秋祭りも間もなく終わり、まさに秋本番となります。畑では飼料用トウモロコシの収穫作業が始まり、海では秋サケ漁が本番になります。スタートは好調なようですから大漁を願っています。季節は過ごしやすい良い時ですが、今年一度も来ていない台風のシーズンでもあり、ストーブを使いだす時期ですから火災の多い時でもあり、日暮れが早くなり交通事故の多くなる時期でもあります。十分ご注意をして頂き、良い季節を楽しみましょう!では、また。

お便りをいただく場合は、適当な便箋等を封筒など(使い古しのもので構いません)に入れ、封をして、町役場窓口か、お知り合いの町職員にお渡し願います。町長のみ開封とし、お返事をさせていただきます。不明な点は、総務課総務厚生係まで。TEL 82・2131です。